

神戸市立工業高等専門学校自己評価委員会規則

2023年4月1日

規則第127号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校自己評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用される同法第109条第1項及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第179条において準用される同規則第166条の規定を受け、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自らが行う点検及び評価を実施するため、本校に委員会を置く。

(構成)

第3条 委員会は、教務主事（研究）、副主事（研究）1名、各専門学科及び一般科の代表者各1名、事務室総務課総務担当係長、学生課教務担当係長をもって構成する。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の関係教職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、教務主事（研究）とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副主事（研究）がその職務を代理又は代行する。

(任務)

第4条 委員会の任務は、自己評価に関する次の事項とする。

(1) 内部アンケート（学生による授業評価等）の実施及びその結果の分析並びに対応の検討

(2) 外部アンケート（卒業生・修了生、企業等に対するアンケート等）の実施及びその結果の分析並びに対応の検討

(3) 自己評価及び外部評価に関する企画及び実施並びに総括

(4) 別に定める自己点検項目に基づく定期的な自己点検評価の実施

(5) 外部機関認証（機関別認証評価）に関する実務

(プロジェクトチーム)

第5条 前条各号の任務を実施するため、期間を定めてプロジェクトチームを組織することができる。

2 プロジェクトチームの構成員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。